

景観法・板倉町風景条例に基づく

# 届出の手引き



平成 22 年 10 月

群馬県板倉町

# はじめに

## 【本手引き書の使い方】

- 板倉町では、平成 22 年 6 月に板倉町風景条例の制定及び板倉町風景計画の告示を行い、平成 22 年 10 月よりこれらの運用を開始することとなりました。
- 本手引き書は、景観法及び板倉町風景条例に基づく届出に関する方法等を示したものです。一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等を行う場合は、板倉町長への届出が必要ですので、本手引き書を活用していただき、本町の風景づくりにご協力をお願いします。
- 本手引き書で使用している用語は、景観法並びに建築基準法等の各種法令に基づく表記をしています。
  - ※景観法では、良好な景観に関する計画を「景観計画」と定義していますが（景観法第 8 条第 1 項）、本町では景観計画のことを「風景計画」と称しています。
  - ※風景づくりとは、板倉らしい良好な風景を守り、育て、つくることをいいます。（板倉町風景条例第 2 条）

### [ご注意]

- 板倉ニュータウン地区では、地区計画が決定されていますので、別途、地区計画の手続きが必要となります。

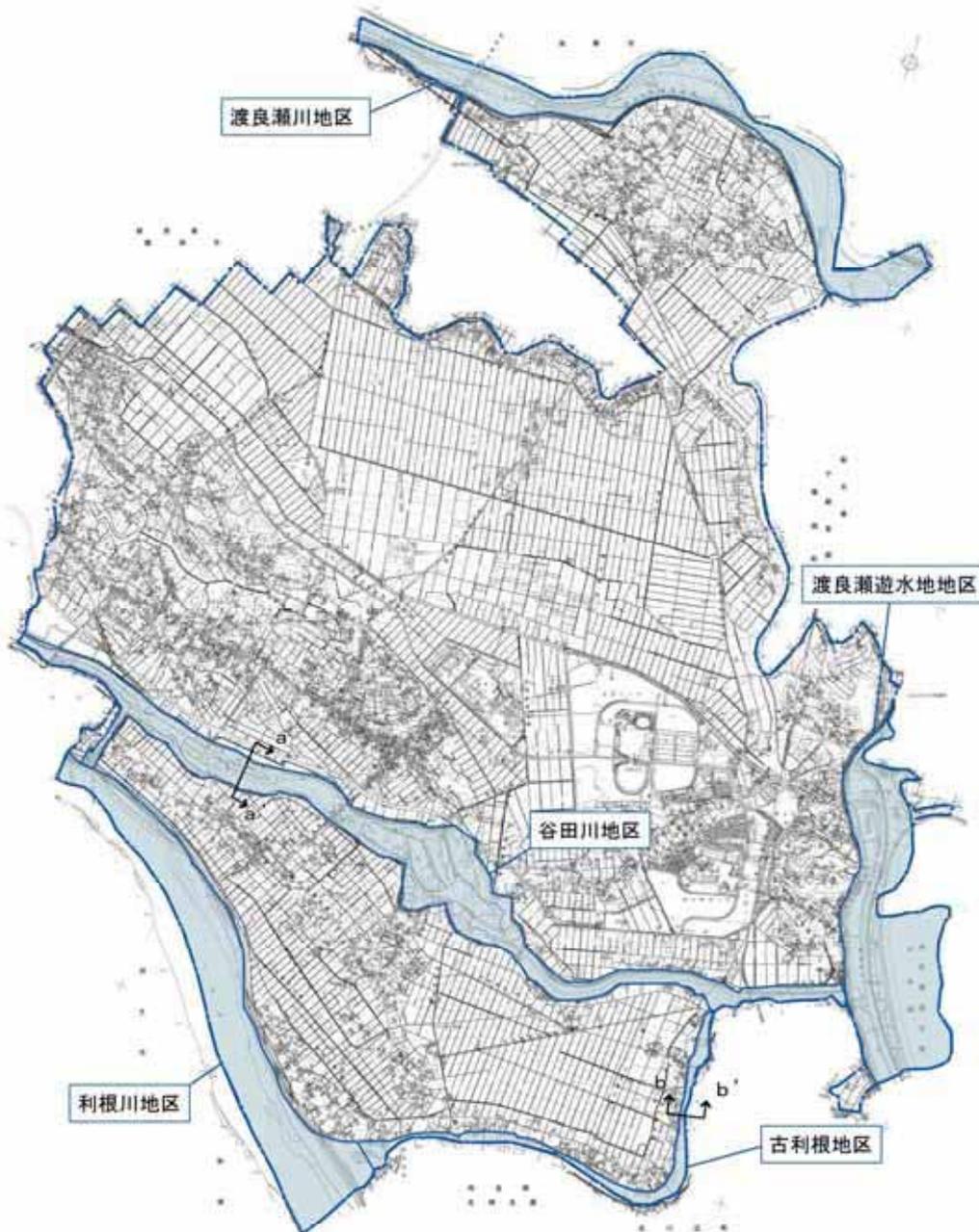
## 目次構成

1. 届出が必要な区域 ●……………→ 1 ページを参照  
○景観法及び板倉町風景条例に基づく届出が必要な区域を示しています。
2. 届出が必要な行為と規模 ●……………→ 3 ページを参照  
○届出が必要な行為と規模を示しています。
3. 届出等の手続きフロー ●……………→ 6 ページを参照  
○事前協議・届出の一般的なフローを示しています。
4. 届出等に必要書類 ●……………→ 8 ページを参照  
○事前協議・届出に必要な図書等を示しています。

# 1 届出が必要な区域

- 届出の対象地区は、板倉町全域です（板倉町全域が「風景計画区域」です）。
- 板倉町風景計画では、渡良瀬川地区、渡良瀬遊水地地区、谷田川地区、利根川地区、古利根地区（下図参照）を、「水辺風景づくり重点地区」と位置づけており、本地区内の届出対象行為を定めています。

図 風景計画区域及び水辺風景づくり重点地区の区域





## 2 届出が必要な行為と規模

○表 2-1・2-2 に掲げる建築物等の建築は、景観法第 16 条第 1 項に基づき板倉町長に届出が必要です。

○水辺風景づくり重点地区内は表 2-2、その他の地区は表 2-1 を参照してください。

表 2-1 届出対象行為（板倉町全域、但し、水辺風景づくり重点地区を除く）

行為	対象	除外 ※2
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	高さが12m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	(1) 増築又は改築で、行為にかかる部分の床面積が10㎡以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	(1) 高さが2mを超える柵・塀・擁壁の類 (2) 高さが12mを超える、電波塔・物見塔・装飾塔の類、煙突・排気筒の類、高架水槽・冷却塔の類、鉄筋コンクリート・金属製の柱の類、電線路又は空中線系（その支持物を含む）（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする） (3) 高さが12m又は建築面積が1,000㎡を超える、観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫専用の立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、污水处理施設等の類 (4) 高さが12mを超える彫像・記念碑の類	(1) 大規模建築と一体となって設置されるものの新設で、高さ1.5m以下のもの（左記「対象」の(3)にあつては、新築にかかる部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (2) 増築又は改築で、高さが増築又は改築前の高さ以下のもの（左記「対象」の(3)にあつては、増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (3) 工事に必要な仮設の工作物の建設等 (4) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (5) 改築で、外観の変更を伴わないもの
開発行為（土地の区画形質の変更）	面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生ずるもの	農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が1,000㎡又は高さが2mを超えるもの	堆積の期間が90日を超えないもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生ずるもの	なし

※1 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも風景づくり基準への適合が必要です。）

※2 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。（景観法第16条第7項）

表 2-2 届出対象行為（水辺風景づくり重点地区内に限る）

行為	対象	除外 ※2
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	全ての建築物	(1) 増築又は改築で、行為にかかる部分の床面積が10㎡以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 農林漁業を営むための軽易な行為等
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	全ての工作物	(1) 新設で、高さ1.5m以下のもの（工作物の新設にかかる部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (2) 増築又は改築で、高さが増築又は改築前の高さ以下のもの（工作物の増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (3) 工事に必要な仮設の工作物の建設等 (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 農林漁業を営むための軽易な行為等
開発行為（土地の区画形質の変更）	全ての行為	農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て又は干拓を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	堆積の期間が90日を超えないもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等
木竹の植栽又は伐採	全ての行為	通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等
水面の埋立て又は干拓	全ての行為	なし

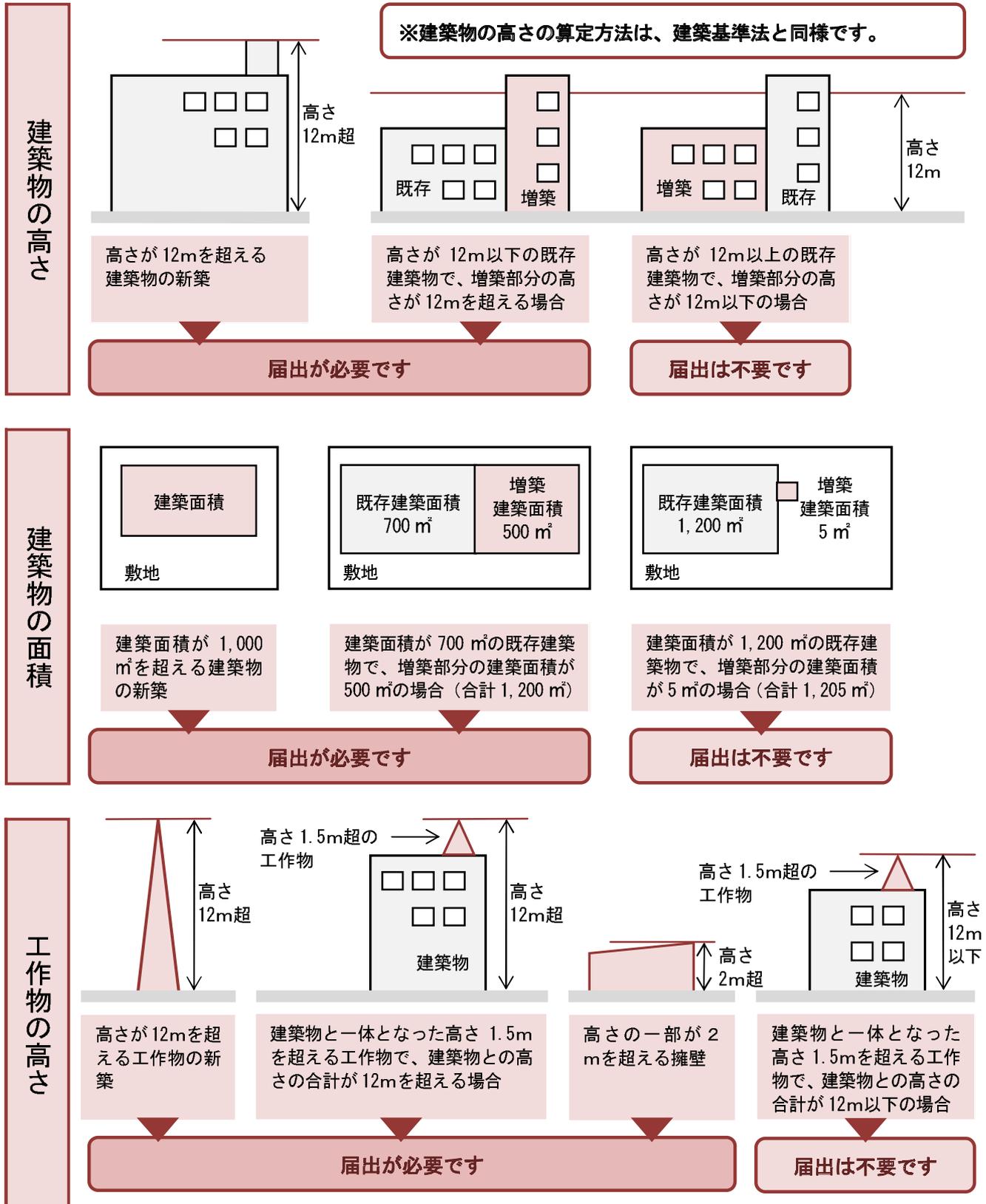
※1 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも風景づくり基準への適合が必要です。）

※2 通常管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。（景観法第16条第7項）

## ■用語の解説

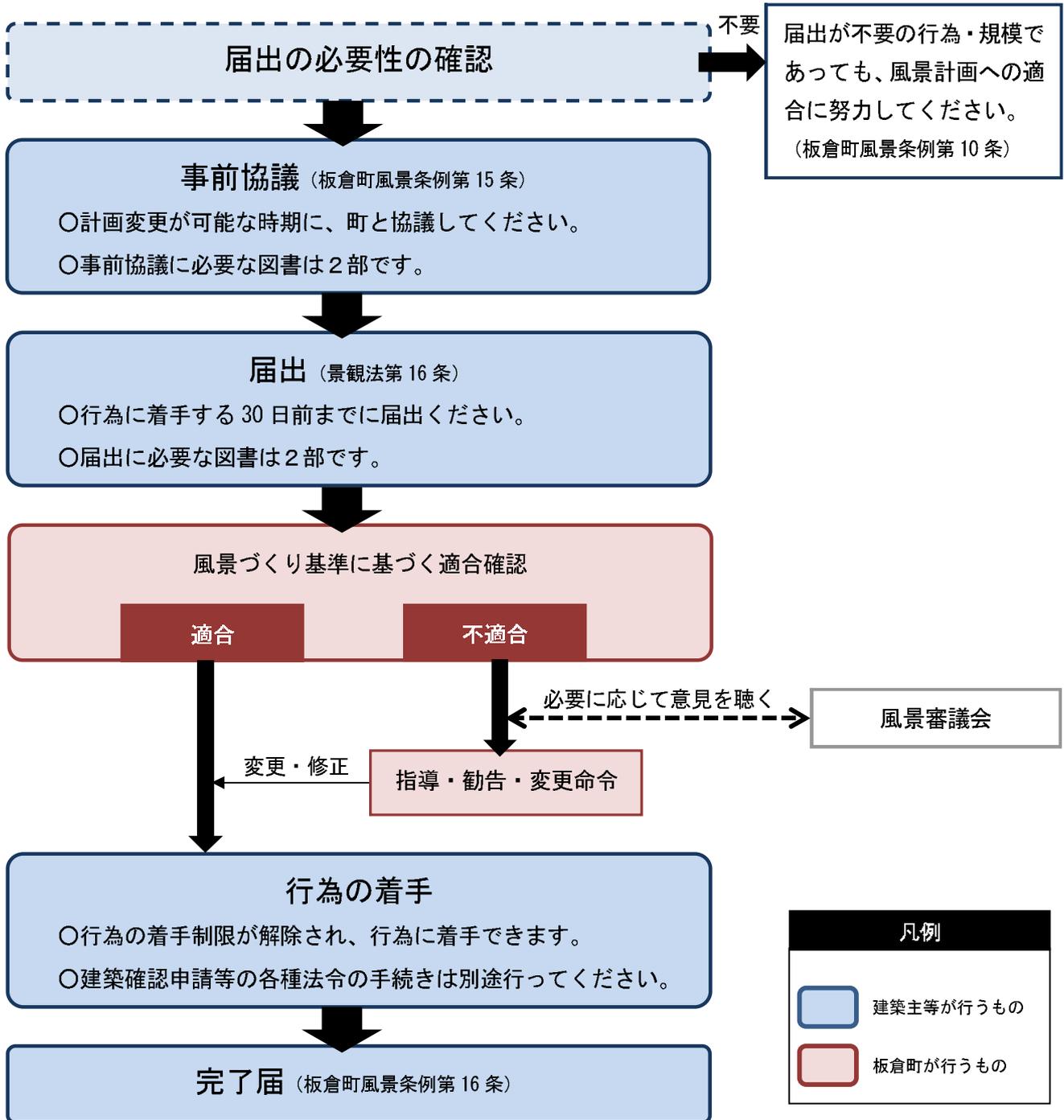
用語	定義
建築物	建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいい、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの等をいいます。（景観法第7条第2項）
建築物の建築等	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいいます。（景観法第16条第1項第1号）
工作物	建築基準法第88条第1項に規定する工作物及びこれらに類するもので規則で定めるものをいいます。
工作物の建設等	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいいます。（景観法第16条第1項第2号）
建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する面積をいい、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。
床面積	建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、建築物の各階で壁の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。
築造面積	建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいい、工作物の水平投影面積をいいます。

# ■ 建築物の建築等に関する届出対象の取り扱いについて



### 3 届出等の手続きフロー

- 届出対象行為は、板倉町長と事前協議を行うとともに、行為着手の30日以上前に板倉町長へ届出が必要です。
- 工事が完了したら、町長に完了届を提出してください。
- 風景づくり基準に適合しない場合は、町長は、勧告や変更命令を行う場合があります。



## 手続きに当たっての注意事項

### 届出対象行為・規模の確認

○ p 3～4の届出対象行為を参照し、届出が必要な行為であるかを確認してください。

### 届出が不要な行為・規模について

○届出が不要の行為・規模であっても、板倉らしい風景づくりに取り組むため、風景計画（風景づくり基準、風景づくりガイドライン）への適合に努力してください。

（板倉町風景条例第10条）

### 事前協議について

- 景観法に基づく届出の前に、板倉らしい風景づくりに関する事項について、事前協議を行わなければなりません。
- 事前協議は、様式第1号及び設計図書、ガイドライン適合チェックリストを提出してください。

（板倉町風景条例第15条）

### 届出について

- 景観法に基づく届出は、行為に着手する30日前までに行ってください。
- 届出は、様式3号及び設計図書を提出してください。
- 事前協議が終了してから設計内容に変更がない場合は、届出の設計図書を省略することができます。（詳しくは、町担当課にご相談ください）

## 4 届出等に必要書類

○事前協議・届出の際は、表 4-1 の書類を提出してください。

○設計図書は、行為の規模によって異なる場合があります。また、町長が必要と認めた場合は、図書を追加することがあります。大規模な行為を行う場合は、町担当者にご相談ください。

表 4-1 事前協議・届出に必要な書類一覧

区分	書類	備考
事前協議	様式第 1 号	
	ガイドライン適合チェックリスト	
	設計図書	表 4-2 参照
届出	様式第 3 号	変更の場合は、様式第 4 号となります。
	設計図書	事前協議が終了してから設計内容に変更がない場合は、届出の設計図書を省略できる場合があります。(詳しくは、町担当課にご相談ください)

表 4-2 事前協議・届出に必要な添付図書一覧 (1)

行為の種類	添付図書		
	種類	図面に明示する事項	備考
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置図 (縮尺は任意)	方位、施工箇所、道路、鉄道、目標となる土地・建物、河川、用途地域名等	
	現況写真	行為地及び周辺の状況がわかるカラー写真	撮影方向を配置図に示すこと。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配置図 (縮尺 200 分の 1 以上)	方位、敷地境界、敷地内の建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の概要	植栽計画(木竹の位置、種類、高さ及び本数)を示すこと。
	平面図 (縮尺 200 分の 1 以上)		建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更にかかる届出にあつては添付を要しない。
	立面図 (縮尺 100 分の 1 以上)	2 面以上(正面、側面等)、壁面及び屋根の仕上材及び色彩(着色のこと)、開口部・付属設備・軒等の位置及び形状	高さが 15m を超える建築物・工作物については、4 面以上とする。
	着色した透視図	届出にかかる建築物・工作物等及び周辺の景観	高さが 15m を超える建築物・工作物に限る。 建築物等の移転若しくは撤去または外観の模様替え若しくは色彩の変更にかかる届出にあつては、カラー写真で代えることができる。

表 4-2 事前協議・届出に必要な添付図書一覧（2）

行為の種類	添付図書		
	種類	図面に明示する事項	備考
開発行為（土地の区画形質の変更）  土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	位置図 （縮尺は任意）	建築物の建築等又は工作物の建設等の場合と同じ。	
	現況写真	行為地及び周辺の状況がわかるカラー写真	撮影方向を現況図に示すこと。
	現況図 （縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、行為地の境界線、土地の形状、木竹の現況	
	土地利用計画図 （縮尺 500 分の 1 以上）	方位、行為地の境界線、植栽計画、断面の位置 開発行為の場合は擁壁の位置 宅地造成の場合は区画割	行為にかかる土地の利用計画を平面で示すこと。
	縦・横断面図 （縮尺 600 分の 1 以上）		行為の前後における土地の縦断面及び横断面図とする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図 （縮尺は任意）	建築物の建築等又は工作物の建設等の場合と同じ。	
	現況写真	行為地及び周辺の状況がわかるカラー写真	撮影方向を現況図に示すこと。
	現況図 （縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、行為地の境界線、土地の形状、木竹の現況	
	土地利用計画図 （縮尺 500 分の 1 以上）	堆積する物件、位置・面積及び高さ 遮へい物の位置・種類・構造及び規模	
木竹の植栽又は伐採	位置図 （縮尺は任意）	建築物の建築等又は工作物の建設等の場合と同じ。	
	現況写真	行為地及び周辺の状況がわかるカラー写真	撮影方向を現況図に示すこと。
	現況図 （縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、行為地の境界線、土地の形状、木竹の現況	
	植栽又は伐採計画 （縮尺 500 分の 1 以上）	種類、本数	植栽又は伐採する木竹を示すこと。
水面の埋立て又は干拓	位置図 （縮尺は任意）	建築物の建築等又は工作物の建設等の場合と同じ。	
	現況写真	行為地及び周辺の状況がわかるカラー写真	撮影方向を現況図に示すこと。
	現況図 （縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、行為地の境界線、土地の形状、木竹の現況	
	土地利用計画図 （縮尺 500 分の 1 以上）	埋立て又は干拓する範囲・面積及び高さ	埋め立て後の利用がある場合は、土地の利用計画を平面で示すこと。



様式第1号（第2条関係）

事前協議書						年 月 日
板倉町長 あて		(行為者) 住所 氏名 電話番号				①
板倉町風景条例第15条の規定により、次のとおり協議します。						
行為の場所	板倉町					
	用途地域	<input type="checkbox"/> 用途地域 ( ) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域				
	建ぺい率	%	容積率	%		
風景計画区域の種類	ガイドラインの種類	<input type="checkbox"/> 一般住宅地 <input type="checkbox"/> 板倉ニュータウン住宅地 <input type="checkbox"/> 近隣商業地 <input type="checkbox"/> 板倉ニュータウン商業地 <input type="checkbox"/> 工業系市街地 <input type="checkbox"/> 集落地 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道				
	風景重点地区	<input type="checkbox"/> 水辺風景づくり重点地区				
行為の期間	着手予定日： 年 月 日 ～ 完了予定日： 年 月 日					
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替） <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	<input type="checkbox"/> 工作物（建築物を除く。）	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替） <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	<input type="checkbox"/> 開発行為	区域の面積	m <sup>2</sup> （用途）			
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取等	区域の面積	m <sup>2</sup>			
	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積	区域の面積	m <sup>2</sup> （堆積物）			
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採	樹種（ 本数（				
<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	区域の面積	m <sup>2</sup> （目的）				
計画の概要		計画している建築物又は工作物				
敷地面積	m <sup>2</sup>	届出部分	既存部分	合計		
建ぺい率	%	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
容積率	%	建築・建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
工作物の数		高さ	m	m	m	
建築物等の用途		構造・階数	造 階			
添付資料	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> ガイドライン適合チェックリスト <input type="checkbox"/> その他町長が必要があると認めたもの					
※ 処理欄 (記入しないでください。)	<input type="checkbox"/> 指導なし <input type="checkbox"/> 指導に関する通知書あり 事前協議確認番号 第      号					

様式第3号（第4条関係）

風景計画区域における行為届出書	
板倉町長 あて	年 月 日
(行為者) 住所 氏名 電話番号	
㊞	
景観法第16条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。	
設 計 者 住 所 ・ 氏 名	住所 氏名 電話番号
施 工 者 住 所 ・ 氏 名	住所 氏名 電話番号
行 為 の 場 所	板倉町
風 景 計 画 区 域 の 種 類	<input type="checkbox"/> 重点地区（ <input type="checkbox"/> 水辺風景づくり重点地区 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 重点地区を除く風景計画区域
行 為 の 期 間	着手予定日： 年 月 日 ～ 完了予定日： 年 月 日
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物 <div style="float: right; text-align: right;"> <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転  <input type="checkbox"/>外観の変更（修繕・模様替） <input type="checkbox"/>色彩の変更                 </div>
	<input type="checkbox"/> 工作物（建築物を除く。） <div style="float: right; text-align: right;"> <input type="checkbox"/>新設 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転  <input type="checkbox"/>外観の変更（修繕・模様替） <input type="checkbox"/>色彩の変更                 </div>
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <div style="float: right; text-align: right;">                     区域の面積 <span style="margin-left: 20px;">m<sup>2</sup></span>                      用途：                 </div>
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取等 <div style="float: right; text-align: right;">                     区域の面積 <span style="margin-left: 20px;">m<sup>2</sup></span>                      目的：                 </div>
	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <div style="float: right; text-align: right;">                     区域の面積 <span style="margin-left: 20px;">m<sup>2</sup></span>                      堆積物：                 </div>
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <div style="float: right; text-align: right;">                     樹種（                      ）                      本数（                      ）                 </div>
	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <div style="float: right; text-align: right;">                     区域の面積 <span style="margin-left: 20px;">m<sup>2</sup></span>                      目的：                 </div>
事 前 協 議 確 認 番 号	第        号

備考

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 事前協議確認書（写）を添付して下さい

計 画 概 要 書

設計 又は 施行 方法	建築物		届出部分	既存部分	合計			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	容積率	%	
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	住戸数	戸	
		最高高さ	m	m		駐車台数	台	
		階数	地上 階		地下 階			
		主要用途						
		構造	造					
			屋根			外壁		
		仕上げ						
		色彩	色の名称 (マンセル値)			色の名称 (マンセル値)		
			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
		外観の変更 に係る部分 の面積	外壁 (窓等の開口 部を含む)		屋根 (立面の面積)		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
	工作物	種類						
		高さ	m		長さ	m		
		構造				建設面積	m <sup>2</sup>	
		仕上げ						
		色彩	色の名称 (マンセル値)	色相		明度		彩度
	開発行為	用途				面積	m <sup>2</sup>	
		法面	高さ	m	長さ	m		
		擁壁	高さ	m	長さ	m		
		植栽の概要						
	土地の開墾、土砂の採取等	目的				面積	m <sup>2</sup>	
		法面	高さ	m	長さ	m		
擁壁		高さ	m	長さ	m			
植栽の概要								
屋外における物件の堆積	目的				堆積物			
	面積	m <sup>2</sup>		高さ	m			
	遮へい物							
木竹の植栽 又は伐採	植栽	樹種 ( )			本数 ( )			
	伐採	樹高		m	樹齢 約		年	
水面の埋立て又は干拓	目的				面積	m <sup>2</sup>		
	法面	高さ	m	長さ	m			
	擁壁	高さ	m	長さ	m			

## 景観法・板倉町風景条例に基づく 届出の手引き

編集・発行 板倉町役場 都市建設課 都市計画係  
発行年月 平成22年10月

〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2067

電話 0276-82-1111 (代)

ホームページアドレス <http://www.town.itakura.gunma.jp/>